

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 136)

通格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別 勘定を設けた場合において指定期間内に資産の 取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書		※整理番号		
※課税関係		※整理番号		
平成 年 月 日 税務署長殿	親 認 認 <input type="checkbox"/> 法 人 名 単 連 体 結 法 親 人 法 人	(フリガナ)		
		法 人 名		
		納 税 地	〒 _____ 電話() - _____	
		(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名	_____ ①	
	代 表 者 住 所	〒 _____		
	事 業 種 目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		整理番号	
	法 人 名		部 門	
	本店又は主たる 事務所所在地	〒 _____ (局 署) 電話() - _____	※ 税 務 署 処 理 欄	
	(フリガナ)		決 算 期	
	代 表 者 氏 名		業 種 番 号	
代 表 者 住 所	〒 _____		整 理 簿	
事 業 種 目			回 付 先 <input type="checkbox"/> 親 署 → 子 署 <input type="checkbox"/> 子 署 → 調 査 課	
租税特別措置法施行令(第39条の7第44項 第39条の106第35項)又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)施行令第18条第29項の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴 い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請しま す。 記				
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円		
取 得 す る 予 定 の 買 換 資 産 の 内 容	種 類			
	構 造			
	規 模 (土地等にあつてはその面積)			
	取 得 価 額	円	円	円
	取 得 予 定 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・
(やむを得ない事情の詳細)				
認 定 を 受 け よ う と す る 日		年 月 日		
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名 押 印		①		
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	
			整 理 簿	
			備 考	

15. 00 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 131)

通格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において 指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書		※整理番号		
平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ)		
		法 人 名		
		納 税 地	〒 _____ 電話() - _____	
		(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名	_____ ①	
		代 表 者 住 所	〒 _____	
		事 業 種 目	業	
租税特別措置法施行令第39条の7第45項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)施行令第18条第27項の規定により適格合併等 による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合 の設定期間の延長について下記のとおり申請します。 記				
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円		
取 得 す る 予 定 の 買 換 資 産 の 内 容	種 類			
	構 造			
	規 模 (土地等にあつてはその面積)			
	取 得 価 額	円	円	円
	取 得 予 定 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・
(やむを得ない事情の詳細)				
認 定 を 受 け よ う と す る 日		年 月 日		
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名 押 印		印		
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	
			整 理 簿	
			備 考	

14-07

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 136)</p> <p>適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)施行令第39条の7第43項各号・第39条の106第34項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)施行令第18条第28項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第65条の7第3項・第68条の78第3項、震災特例法第20条第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第65条の7第1項・第68条の78第1項の表の各号又は震災特例法第20条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等の別)を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。</p> <p>ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号・第68条の78第1項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第20条第1項の表の各号下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第39条の7第43項・第39条の106第34項又は震災特例法施行例第18条第28項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 131)</p> <p>適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)施行令第39条の7第44項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)施行令第18条第26項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第65条の7第3項、震災特例法第20条第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第65条の8第4項又は震災特例法第21条第4項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号又は震災特例法第20条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第65条の8第4項又は震災特例法第21条第4項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(2) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等の別)を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。</p> <p>ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第20条第1項の表の各号下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。</p> <p>(4) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第39条の7第44項又は震災特例法施行例第18条第26項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p>